鳥取県 総務課
25.8.-5
福祉

（改正後全文）

厚生労働省発社援第０７２４００１号

平成１９年７月２４日

第１次改正　平成２０年９月１日
厚生労働省発社援第０９０１００１号
第２次改正　平成２１年３月５日
厚生労働省発社援第０３０５００１号
第３次改正　平成２１年７月８日
厚生労働省発社援０７０８第４号
第４次改正　平成２１年７月３１日
厚生労働省発社援０７３１第３号
第５次改正　平成２２年５月２１日
厚生労働省発社援０５２１第３号
第６次改正　平成２３年３月３１日
厚生労働省発社援０３３１第１号
第７次改正　平成２３年５月２日
厚生労働省発社援０５０２第２号
第８次改正　平成２３年１１月２４日
厚生労働省発社援１１２４第３号
第９次改正　平成２４年４月５日
厚生労働省発社援０４０５第９号
第１０次改正　平成２４年１２月１８日
厚生労働省発社援１２１８第１号
第１１次改正　平成２５年５月１５日
厚生労働省発社援０５１５第３号
第１２次改正　平成２５年７月３１日
厚生労働省発社援０７３１第１号

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係法人等の長　殿

厚生労働事務次官

セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「セーフティネット支援対策等事

業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成１９年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

（通則）

1　セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2　この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

（交付の対象）

3　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

平成１７年３月３１日社援発第０３３１０２１号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村（指定都市及び中核市を除き、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第２項に規定する一部事務組合及び同条第３項に規定する広域連合を含む。以下同じ。）が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の非営利法人等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業、「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成２５年５月１５日社援発０５１５第１号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」（以下「社会福祉推進事業採択法人」という。）が行う社会福祉推進事業並びに平成２５年５月１５日社援発０５１５第６号厚労省社会援護局長通知の別紙「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施要綱」（以下、「寄り添い型相談支援事業実施要綱」という。）に基づき厚生労働省の採択した法人（以下、「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人」という。）が実施する寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）として以下に掲げるもの。

（１）自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添１に基づき、地方自治体における自立支援プログラムの策

定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

（２）生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添２に基づき、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適性化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施、町村福祉事務所の設置に対する支援、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化等、各種適正化の取組を推進する事業。

（３）地域福祉増進事業

実施要綱の別添３から１７及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成５年５月３１日厚生省社援発１６４号厚生事務次官通知。以下「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」という。）及び「生活福祉資金の貸付けについて」（平成２１年7月２８日厚生労働省発社援０７２８第９号本職通知）のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

（４）生活困窮者自立促進支援モデル事業

実施要綱の別添１８に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた自立・就労支援等の体制の構築とともに、それらを包括的に提供する相談支援体制を構築し、総合的な取り組みとして実施する事業。

（５）中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添１９から２３に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

（６）寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）

寄り添い型相談支援事業実施要綱に基づき、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業。

（交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第２欄に定める種目ごとに算出された合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）自立支援プログラム策定実施推進事業

ア　都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が行う事業

（ア）　別表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定

める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）　（ア）により選定された額に第５欄に定める補助率を乗じる。

（ウ）　（イ）により算出された額の合計額を交付額とする。

イ　社会福祉法人、公益法人、ＮＰＯ法人（以下「社会福祉法人等」という。）が行う実施要綱の別添１の（９）に規定する事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が補助する事業

（ア）　別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）　（ア）により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（２）生活保護適正実施推進事業

ア　別表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第５欄に定める補助率を乗じる。

ウ　イにより算出された額の合計額を交付額とする。

（３）地域福祉増進事業

ア　都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

（ア）　別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）　（ア）により選定された額に別表の第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ　社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、ＮＰＯ法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

（ア）　別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）　（ア）により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ　地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」

（ア）　平成２４年４月５日社援発０４０５第２号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）　（ア）により選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（４）生活困窮者自立促進支援モデル事業

ア　別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に別表の第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（５）中国残留邦人等地域生活支援事業

ア　別表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第５欄に定める補助率を乗じる。

ウ　イにより算出された額の合計額を交付額とする。

（６）寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）

別表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付額の下限）

５　４で定める算定方法により算出された４の（１）から（３）までの合計額が、次に示す額に満たない場合には、４の（１）から（３）の事業に係る交付の決定は行わないものとする。

（１）都道府県、指定都市及び中核市	３，０００千円
（２）市区町村	３００千円
（３）社会福祉推進事業採択法人	５００千円

（補助金の概算払）

６　この補助金の概算払については、次のとおりとする。

（１）都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市、市区町村が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の

支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（２）社会福祉推進事業採択法人及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。

ただし、当該法人が概算払による支払いを要望する場合には、厚生労働大臣は当該法人の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

７　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の２０％以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上（地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」の場合は単価３０万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（５）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び予算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（８）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（９）都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業を中止又は廃止した場合には、厚

生労働大臣の定めるところにより返還金の２分の１に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) 前号による返還金のうち、未貸付金については、中止又は廃止後ただちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については毎年４月３０日までに国庫に返還しなければならない。

(11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、社会福祉協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(12) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、都道府県又は指定都市に対し、これが是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならない。

(13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(14) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）は、自立支援プログラム策定実施推進事業のうち社会福祉法人等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉法人等に対し、（１）から（６）及び（８）に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、（１）から（３）、（５）及び（８）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、市区町村長」と、（４）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」又は「市区町村長の」と、「５０万円」とあるのは「３０万円」と読み替えるものとする。

(15) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、地域福祉増進事業のうち社会福祉協議会等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉協議会等に対し、（１）から（３）、（６）及び（８）に掲げる条文並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、（１）から（３）及び（８）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長」と読み替えるものとする。

(16) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県社会福祉協議会に対し、（１）から（６）、（８）、(11) 及び (12) に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、（１）から（３）、（５）、（８）、（11）及び（12）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「都道府県」又は、「指定都市」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、（４）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。

(17) （14）から(16)により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(18) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(19) 間接補助事業者が（13）から(16)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(20) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式２により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(21) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

(22) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４２条第２項に規定する特例民法法人であって国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式３により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上

で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後１０日を経過した日又は翌年７月１０日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。）に報告しなければならない。

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式４による申請書に関係書類を添えて、毎年度５月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（２）社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式５による申請書に関係書類を添えて、毎年度７月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（３）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　市区町村長は、別紙様式７による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式４に添えて、毎年度５月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（４）寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、別紙様式６による申請書に関係書類を添えて、毎年度５月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

９　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」については、別紙様式８又は別紙様式９による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10　この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合都道府県知事は、８の（２）及び９による交付申請書が到達した日から起算して原則として１か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（２）（１）以外の場合

厚生労働大臣は、８の（１）、（２）及び（４）並びに９による交付申請書が

到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

11　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定（又は変更交付決定）があったときは、市区町村長に対し、別紙様式１０又は別紙様式１１により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

（実績報告）

12　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式１２による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の６月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（２）社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式１３による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の４月１０日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（３）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　市区町村長は、別紙様式１５による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ　都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式１２に添えて翌年度の６月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（４）寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業の完了した日から起算して１ヶ月を経過した日（７（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１ヶ月を経過した日）又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに別紙様式１４による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

13　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式１６により速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

14　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国

庫に返還することを命ずる。

（その他）

15　特別の事情により４、８、９及び１２に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1　区　　分	2　種　　目	3　基　準　額	4　対象経費	5　補助率
1　自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市、市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。以下区分１及び２において同じ。）が行う事業、及び都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、市区町村長（町村については福祉事務所を設置している町村の長に限る。以下同じ。）が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人等の財源として都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が社会福祉法人等に対して補助する居宅生活移行支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	１０／１０ （直接補助） １０／１０ （居宅生活移行支援事業において、都道府県知事、指定都市市長、中核市長、市区町村長が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人等の非営利法人が事業を行う場合） （間接補助）
2　生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、報酬、手当	１／２ （直接補助）
	生活保護適正化事業 （町村福祉事務所設置推進支援事業を除く）	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う生活保護適正化事業（町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。）の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	１０／１０ （業務効率化事業は、補助率１/２。厚生労働大臣が認めたものについては補助率１０／１０） （直接補助）

	生活保護適正化事業 （町村福祉事務所設置推進支援事業）	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料 ○町村が行う町村福祉事務所設置推進支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料負担金	１／２ （直接補助）
３　地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金 ○都道府県、指定都市、中核市が行う福祉人材確保重点事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1)都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。） (2)福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）	１／２ （直接補助） （外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については１０／１０（間接補助））

				○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業（都道府県実施分）の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金（貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額）、委託料（当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額） ○経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設の財源として、都道府県が当該施設に対して補助する外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）、備品購入費、諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る） ○都道府県が行う都道府県喀痰吸引等研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報酬、旅費、共済費、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ○都道府県、市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費 ○都道府県、指定都市、中核市が行う社会福祉法人新会計基準研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費（印刷製本費）、賃借料、役務	

			費（通信運搬費） ○都道府県が行う消費生活協同組合指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、需用費（印刷製本費） ○都道府県、指定都市が行う災害救助対策等事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）、委託料、使用料、賃借料、負担金	
	地域福祉支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費（指定都市にあっては、（１）の経費に限る） (1)生活福祉資金の貸付原資として交付する額 (2)都道府県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規定及び社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金 (3)市区町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金） (4) 貸付調査、償還指導の	１／２ （４　対象経費欄における生活福祉資金貸付の(1)の経費については２／３ ただし、同経費のうち、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資及び激甚災害被災世帯に対する貸付財源であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については３／４ また(2)、(3)及び(4)の経費のうち、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については１０／１０） （間接補助）

			ため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費 諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料） ○運営適正化委員会設置運営事業の財源として都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）	
	地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	１／２ （直接補助）
			○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数	１／２ （間接補助） ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費については １０／１０ （直接補助）

			料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金 ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費は次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費（諸謝金）、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議費）、印刷製本費、光熱水費、役務費（雑役務費、通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	安心生活基盤構築事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う安心生活創造推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。） ○日常生活自立支援事業の財源として都道府県・指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	１０／１０ （直接補助） 日常生活自立支援事業に係る経費は １／２ （間接補助） ただし、前年度国庫補助基本額より増額した金額であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については、 ３／４ （間接補助）
	地域資源・人材育成支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費。	１／２ （直接補助）

			給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	
			○地域資源・人材育成支援事業の財源として、都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	１／２ （間接補助）
	ひきこもり対策推進事業（ひきこもりサポーター派遣事業を除く）	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市が行うひきこもり対策推進事業の事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２ （直接補助）
	ひきこもり対策推進事業（ひきこもりサポーター派遣事業）	厚生労働大臣が必要と認めた額	○市町村が行うひきこもり対策推進事業の事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２ （直接補助）

	地域生活定着促進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う地域生活定着支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１０／１０ （直接補助）
４　生活困窮者自立促進支援モデル事業	生活困窮者自立促進支援モデル事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食料費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く）、負担金	１０／１０ （直接補助）
５　中国残留邦人等地域生活支援事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費に限る）、負担金 ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（入学金、受講料に限る） ○都道府県、指定都市、中	１０／１０ （直接補助）

			核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、保険料、受講料）、使用料及び賃借料、委託料 ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る） ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う支援給付適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	
6　寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）	寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）	厚生労働大臣が必要と認めた額	寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）の実施に必要な次に掲げる経費 俸給及び諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費）、委託料	１０／１０ （直接補助）

別紙様式１

セーフティネット支援対策等事業費補助金調書

平成　　年度　　地方公共団体名

厚生労働省所管

国			地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
○○○○ ○○○ ○○○ ○○○	円			円	円		円	円	円	円	

1　「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
　なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することによって禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。

2　「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
　なお、歳出にあたっては前記１のなお書きにより国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。

3　「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。

4　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式２

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　○○○○　殿

法人名及び代表者名　○○○○　印

平成　　年度　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成　　年　　月　　日　　第　　号により交付決定があった平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分・寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）について、セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱の７の（20）の規定に基づき下記のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還額相当額）

金　　円

（注）別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等）

別紙様式３

平成　　年度補助金等支出明細書

特別民法法人名

１．補助金等の名称	
２．事業の目的及び内容	
(1)　目的	
(2)　具体的な内容	
３．交付実績額	千円（A）
４．補助金等における管理費	
(1)　人件費	千円
(2)　一般管理費	千円
(3)　その他の管理費	

内容	金額
	千円
	千円
合計	千円

合計	千円
５．外部への支出	
(1)　外部に再補助・再委託等されているものに関する支出	

支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円（B）

(2)　(1)以外の支出

支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円

６．その他

内容	金額
	千円
	千円
合計	千円

７．再補助・再委託の割合	%（B／A）

（注）千円未満の端数は四捨五入すること。

別紙様式４

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。
なお、管内市（区）町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

１　国庫補助金申請額　　金　　円

都道府県 指定都市 中核市	分	金	円
市（区）町村分		金	円

２　添付書類
（１）平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙１）
（２）平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別申請額内訳書（別紙２）
（３）歳入歳出予算（見込）書抄本
（４）その他参考となる書類

３　変更申請の場合には、１にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増△減額	金（A）－（B）円	

（別紙１）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

１　都道府県・指定都市・中核市総表

区分	種目		総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県・指定都市中核市補助基本額 G	県・指定都市中核市補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J	既交付決定額 K	差引国庫補助金所要額 (J－K) L
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		計												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護法施行事務監査等事業												
		(3)生活保護適正化事業												
		(4)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）												
		(5)町村福祉事務所設置設置推進支援事業												
		計												
	地域福祉増進事業	(6)地域福祉基盤整備事業												
		(7)地域福祉等推進特別支援事業												
		(8)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）												
		(9)地域資源・人材育成支援事業												
		(10)ひきこもり対策推進事業												
		(11)地域生活定着促進事業												
		計												
	(12)生活困窮者自立促進支援モデル事業													
	(13)中国残留邦人等地域生活支援事業													
	小計													
間接補助	(14)自立支援プログラム策定実施推進事業													
	地域福祉増進事業	(15)地域福祉基盤整備事業（うち外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業分）												
		(16)地域福祉支援事業												
		(17)地域福祉等推進特別支援事業												
		(18)安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）												
		(19)うち前年度比増額分（補助率3／4分）（再掲）												
		(20)地域資源・人材育成支援事業												
		計												
	小計													
合計														

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
２　(1)から(13)及び(15)についてはＩ欄にはＦ欄の額を、Ｊ欄にはＩ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、Ｉ欄にはＦ欄とＨ欄とを比較して少ない額を記載すること。
３　「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
４　(6)(16)のＡ欄からＪ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）」に倣って記載すること。
５　Ｉ欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市 名

（単位：円）

区分 種目					総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B)C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県指定都市中核市補助基本額 G	都道府県指定都市・中核市補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J
地域福祉推進事業	直接補助	地域福祉基盤整備事業	民生委員・児童委員研修事業											
			福祉人材確保推進事業	福祉人材確保重点事業										
				介護福祉士等修学資金貸付事業										
			都道府県喀痰吸引等研修事業											
			社会福祉法人指導監督事業											
			社会福祉法人新会計基準研修事業											
			消費生活協同組合指導監督事業											
			災害救助対策等事業	災害救助対策事業										
				国民保護（救援）関連対策事業										
		小計												
	間接補助	地域福祉基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
		地域福祉支援事業	生活福祉資金貸付事業	貸付事業推進費（事務費）										
				貸付事業推進費（事務費（定額分））										
				貸付原資（要保護分）										
				貸付原資（激甚災害分）										
				貸付原資（一般分）										
			運営適正化委員会設置運営事業											
		小計												

（記入要領）
Ａ～Ｊ欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】
（１）Ｆ欄は、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のＦ欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
（２）Ｉ欄は、Ｆ欄の額を記入すること。
（３）Ｊ欄は、Ｉ欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の（１）及び（３）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
（１）Ｉ欄は、Ｆ欄とＨ欄とを比較して少ない額を記入すること。

2　所要額算出内訳書

（都道府県・指定都市・中核市名：　　）

（単位：円）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
自立支援プログラム策定実施推進事業（直接補助分）	自立支援プログラム策定実施推進事業	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	小　　計		

自立支援プログラム策定実施推進事業（間接補助分）	自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業）	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	小　　計		

（都道府県・指定都市・中核市名：　　）

（単位：円）

区　分	種　目	対象経費	
		科　目	金　額
生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	報酬	
		手当	
		旅費	
		計	
	生活保護適正化事業（町村福祉事務所設置推進支援事業と、業務効率化事業のうち補助率１／２分を除く。）	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	生活保護適正化事業（業務効率化事業（補助率１／２分）	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	町村福祉事務所設置推進支援事業（都道府県実施分）	報償費	
		旅費	
		需用費	
		使用料	
		賃借料	
		計	
	小　計		

（都道府県・指定都市・中核市名：　　）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	―	別添１のとおり
	地域福祉支援事業	―	別添２のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	―	別添３のとおり
	安心生活基盤構築事業 （うち安心生活創造推進事業分）	―	別添４のとおり
	安心生活基盤構築事業 （うち日常生活自立支援事業分）	―	別添５のとおり
	地域資源・人材育成支援事業	―	別添６のとおり

（都道府県・指定都市：　　）

（単位：円）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
地域福祉増進事業	ひきこもり対策推進事業 （１か所目）	報酬	
		賃金	
		共済費	
		報償費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		計	
	ひきこもり対策推進事業 （２か所目）	報酬	
		賃金	
		共済費	
		報償費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		計	
	合　計		

注　ひきこもり地域支援センター１か所ごとに、積算すること。

（都道府県：　　）

（単位：円）

区　分	種　目	対象経費	
		科　目	金　額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報酬	
		給料	
		職員手当	
		賃金	
		共済費	
		報償費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		備品購入費	
		計	

（都道府県・指定都市・中核市名：　　）

（単位：円）

区　分	種　目	対象経費	
		科　目	金　額
生活困窮者自立促進支援モデル事業	生活困窮者支援モデル事業	給料	
		職員手当等	
		報酬	
		共済費	
		報償費	
		旅費	
		賃金	
		需用費	
		（消耗品費）	
		（燃料費）	
		（印刷製本費）	
		（修繕費）	
		（食料費）	
		使用料	
		賃借料	
		役務費	
		（通信運搬費）	
		（保険料）	
		（手数料）	
		委託料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	

（都道府県・指定都市・中核市名：　　）

（単位：円）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等 地域生活支援事業	報　　酬 報　償　費 共　済　費 旅　　費 需　用　費 役　務　費 使　用　料 賃　借　料 賃　　金 備品購入費 委　託　料 扶　助　費 補　助　金 負　担　金	
		計	

別添１

地域福祉増進事業（地域福祉基盤整備事業）

都道府県
指定都市・名
中 核 市

（単位：円）

事　業　名	対　象　経　費	
	科　目	金　額

別添２

地域福祉支援事業

都道府県
指定都市 名＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事　業　名	対象経費	
	科　目	金　額

別添３

地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

（単位：円）

事　業　名	対　象　経　費	
	科　目	金　額

別添４

安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市　　名

（単位：円）

事　業　名	対　象　経　費	
	科　目	金　額

別添５

安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県
指定都市　　名

（単位：円）

事　業　名	対　象　経　費	
	科　目	金　額

別添６

地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

（単位：円）

事　業　名	対象経費	
	科　目	金　額

別添7－1

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（第一号、第二号研修）

（都道府県名）

		開始予定 年月日	終了予定 年月日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備　考
研修実施計画	基本研修						
		合　計　①			名		
	実地研修						
		合　計　②			名		

研修の実施内容等	基本研修	予定講師数	医師：　名　看護師：　名　助産師：　名 保健師：　名　その他：　名　（合計：　名）
		事業内容	
	実地研修	予定講師数	医師：　名　看護師：　名　助産師：　名 保健師：　名　その他：　名　（合計：　名）
		事業内容	

（注）「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添7－2

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（第一号、第二号研修）

（支出予定額内訳調）

（単位：円）

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合　計		

別添7－3

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）

（都道府県名）

		開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備　考
研修実施計画	基本研修						
		合　計　①			名		
	実地研修						
		合　計　②			名		

研修の実施内容等	基本研修	予定講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　（合計:　名）
		事業内容	
	実地研修	予定講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　（合計:　名）
		事業内容	

（注）「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添7－4

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）

（支出予定額内訳調）

（単位：円）

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合　計		

別添7－5

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（研修関連事業）

（都道府県名）

1　都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考（役割等）

事業名称	取組内容	作成成果物等

（注）複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2　指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者:　　名　合計:　　名

（注）「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入する

3　その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

（注）複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別添7－6

事　業　計　画　書

都道府県喀痰吸引等研修事業（研修関連事業）
（支出予定額内訳調）

（単位：円）

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1　研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 2　指導者育成事業関係 3　その他の事業関係		
合　計		

（注）「（3）その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

（別紙２）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別所要額内訳

都道府県名

（単位：円）

区分 種目				総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	測定額 F	市区町村補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	既交付決定額 J	差引国庫補助金所要額 (I－J) K
市区町村分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
			計											
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業											
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）											
			(4)町村事務所設置推進支援事業											
			計											
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業											
			(6)地域福祉等推進特別支援事業											
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）											
			(8)地域資源・人材育成支援事業											
			計											
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業												
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業												
		小計												
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業											
			(13)地域資源・人材育成支援事業											
		小計												
合計														
○○市分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
			計											
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業											
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）											
			(4)町村事務所設置推進支援事業											
			計											
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業											
			(6)地域福祉等推進特別支援事業											
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）											
			(8)地域資源・人材育成支援事業											
			計											
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業												
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業												
		小計												
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業											
			(13)地域資源・人材育成支援事業											
		小計												
合計														
□□市分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
			計											
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業											
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）											
			(4)町村事務所設置推進支援事業											
			計											
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業											
			(6)地域福祉等推進特別支援事業											
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）											
			(8)地域資源・人材育成支援事業											
			計											
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業												
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業												
		小計												
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業											
			(13)地域資源・人材育成支援事業											
		小計												
合計														

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

２　(1)から(10)については、Ｈ欄にはＦ欄の額を、Ｉ欄にはＨ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
また、(11)から(13)については、Ｈ欄にはＦ欄とＧ欄とを比較して少ない額を記載すること。（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別紙様式５

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　○○○○　殿

法人名及び代表者名　○○○○　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
（社会福祉推進事業分）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

１　申　請　額　　金　　円
（注）国庫補助所要額を記入すること。

２　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書（別紙１）

３　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙２）

４　添付書類
（１）平成　　年度歳入歳出（収入支出）予算（見込）書抄本。
（注１）　予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
（２）法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書）及び事業実績報告書。
（３）その他（事業の内容について参考となる資料を添付すること。）

別紙１

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書

（法人名　　）

事業区分	事業名	総事業費（A）	寄附金その他の収入予定額（B）	差引額（A）－（B）（C）	基準額（D）	対象経費支出予定額（E）	選定額 (D)と(E)のいずれか少ない方の額（F）	国庫補助基本額 (C)と(F)のいずれか少ない方の額（G）	国庫補助所要額（H）
○○事業									
区分計									
○○事業									
区分計									
合計									

（注）　本調書は、別紙２の支出予定額内訳の金額と一致するものであること。

別紙２

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）
事業実施計画書及び所要額内訳書

法人名

１．事業実施計画書

事　業　累　計 ※実施要綱の第2条に掲げる「一般公募型」又は「指定型」の別を記入すること	
事　業　区　分 ※実施要綱別紙の「第1」又は「第2」の別及び該当するテーマ番号を記入すること	（区分番号）

① 事　業　名	（具体的な事業名を記入すること。）
② 事業実施目的	
③ 事業実施計画	
④ 国庫補助所要額	千円
⑤ 事業実施予定期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
⑥ 事業実施予定場所	
⑦ 事　業　内　容	
⑧ 事業の効果及び活用方法	
⑨ 事業担当者	
⑩ 経理担当者	

（注）１．事業ごとに別葉とすること。
２．②は、実施する事業の目的を詳細に記入すること。
３．③は、実施する事業の具体的な計画を詳細に記入すること。
４．⑦は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
５．⑧は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。
６．調査事業に関する事業については、別添「調査事業計画書」を添付すること。

別　添

調　査　事　業　計　画　書

<table>
<tr><td colspan="2">調　　査　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">調
査
対
象</td><td>調査対象地区</td><td></td></tr>
<tr><td>調査対象者等</td><td></td></tr>
<tr><td>悉皆・抽出の別</td><td>（悉皆・抽出）
（抽出の場合は抽出方法）</td></tr>
<tr><td>調　査　方　法</td><td>（聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入）</td></tr>
<tr><td>調 査 客 体 数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調 査 内 容</td><td>（主要調査事項及び内容）</td></tr>
<tr><td colspan="2">調 査 時 期</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査結果の主要集計項目</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査結果の活用法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他 参 考 事 項</td><td></td></tr>
</table>

2．支 出 予 定 額 内 訳 書

法人名

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳	備考
（例） 報酬 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ○○○ ○○○ ・ ・ ・	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（注）１．協議する事業ごとに別葉とすること。
２．「経費区分」欄には、交付要綱の別表の第４欄に定められた本事業の対象経費により記入すること。

別紙様式６

番　　号

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

住　　所

法 人 名

代 表 者　　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金

（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業分））の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　添付書類

（１）セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別記１）

（２）対象経費支出予定額算出明細書（別記２）

（３）事業計画書（別記３）

（４）直近の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

（５）業務実施体制を明らかにした書類

（６）その他参考となる書類

別記1

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）所要額調書

（円）

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A－B） C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 （DとEとを 比較して少 ない方の額） F	国庫補助基本額 （CとFとを 比較して少 ない方の額） G	国庫補助所要額 H

（注）G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記２

対象経費支出予定額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・専門員 〇〇円×〇人 ・コーディネーター 〇〇円×〇人 ・電話相談員 〇〇円×〇人 ・支援員 〇〇円×〇人 ・協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・電話敷設 ・電話基本料 ・通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

別記3

寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施計画書

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	略歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	職員配置
			電話相談員:○人、支援員:○人

3. 協力団体

担当地域	運営者	担当地域	職員配置
			電話相談員:○人、協力員:○人

4. 広報・普及啓発方法

別紙様式７

番　　号
年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

市（区）町村長

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

１　申請額　　金　　円

２　添付書類
（１）平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙）
（２）歳入歳出予算（見込）書抄本

３　変更申請の場合には、１にかかわらず次のとおりとする。

申　請　額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増△減額	金（A）－（B）	円

（別紙）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市（区）町村名

（単位：円）

1　市（区）町村分総表

区分 種目			総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B)C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	市区町村補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	既交付決定額 J	差引国庫補助金所要額 (I－J)K
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
		計											
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業											
		(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）											
		(4)町村福祉事務所設置設置推進支援事業											
		計											
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業											
		(6)地域福祉等推進特別支援事業											
		(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）											
		(8)地域資源・人材育成支援事業											
		計											
	(9生活困窮者自立促進支援モデル事業												
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業												
間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業											
		(13)地域資源・人材育成支援事業											
合計													

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
２　(1)から(10)については、Ｈ欄にはＦ欄の額を、Ｉ欄にはＨ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、Ｈ欄にはＦ欄とＧ欄とを比較して少ない額を記載すること。（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

2　所要額算出内訳書

（市（区）町村名：　　）

（単位：円）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
自立支援プログラム 策定実施推進事業 （直接補助分）	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報　　酬	
		賃　　金	
		報　償　費	
		共　済　費	
		旅　　費	
		需　用　費	
		役　務　費	
		委　託　料	
		使　用　料	
		賃　借　料	
		備品購入費	
		負　担　金	
		計	
	小　　計		

自立支援プログラム 策定実施推進事業 （間接補助分）	自立支援プログラム 策定実施推進事業 （居宅生活移行支援事業）	報　　酬	
		賃　　金	
		報　償　費	
		共　済　費	
		旅　　費	
		需　用　費	
		役　務　費	
		委　託　料	
		使　用　料	
		賃　借　料	
		備品購入費	
		負　担　金	
		計	
	小　　計		

（市（区）町村名：　　）

（単位：円）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
生活保護適正実施推進事業	生活保護適正化事業 （町村福祉事務所設置推進支援事業と、業務効率化事業のうち補助率１／２分を除く。）	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	生活保護適正化事業 （業務効率化事業 （補助率１／２分））	報酬	
		賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		役務費	
		委託料	
		使用料	
		賃借料	
		備品購入費	
		負担金	
		計	
	町村福祉事務所 設置推進支援事業 （町村実施分）	賃金	
		報償費	
		共済費	
		旅費	
		需用費	
		委託料	
		備品購入費	
		使用料	
		賃借料	
		負担金	
		計	
	小　　計		

（市（区）町村名：　　）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 （社会福祉法人指導監督事業 （補助率１／２分）） 地域福祉等 推進特別支援事業 安心生活基盤構築事業 （うち安心生活創造推進事業分） 地域資源・人材育成支援事業	旅　　費 計 － － －	別添のとおり 別添のとおり 別添のとおり
生活困窮者自立促進支援モデル事業	生活困窮者支援モデル事業	給　　料 職員手当等 報　　酬 共済費 報償費 旅　　費 賃　　金 需用費 （消耗品費） （燃料費） （印刷製本費） （修繕費） （食料費） 使用料 賃借料 役務費 （通信運搬費） （保険料） （手数料） 委託費 備品購入費 負担金 計	

（市（区）町村名：　　）

区　　分	種　　目	対象経費	
		科　　目	金　　額
中国残留邦人等 地域支援事業	中国残留邦人等 地域支援事業	報　　酬	
		報　償　費	
		共　済　費	
		旅　　費	
		需　用　費	
		役　務　費	
		使　用　料	
		賃　借　料	
		賃　　金	
		備品購入費	
		委　託　料	
		扶　助　費	
		補　助　金	
		負　担　金	
		計	

別添

地域福祉等推進特別支援事業　　市区町村 名

（単位：円）

事業名	対象経費	
	科　目	金　額

別添

安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

市区町村 名

（単位：円）

事　業　名	対象経費	
	科　目	金　額

別添

地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名	対象経費	
	科　目	金　額

別紙様式８

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　○○○○　殿

法人名及び代表者名　　○○○○　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
（社会福祉推進事業分）に係る変更交付申請について

平成　年　月　日厚生労働省発社援第　号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　　金　　円

内訳　国庫補助金既交付決定額　　金　　円
　　変更後国庫補助金所要額　　金　　円

２　変更を必要とする理由

３　変更に要する諸様式については、所要額調書は別紙１とし、その他については申請手続の様式に準ずる

４　添付書類
（１）平成　　年度歳入歳出（収入支出）予算（見込）書抄本
（注）予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
（２）法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書）及び事業実績報告書。
（３）その他（事業の内容について参考となる資料を添付すること。）

別紙１

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書

（法人名　　）

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入予定額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額 (D)と(E)のいずれか少ない方の額 (F)	国庫補助基本額 (C)と(F)のいずれか少ない方の額 (G)	国庫補助所要額 (H)	既交付決定額 (I)	差引追加交付（一部取消）申請額 (H)－(I) (J)
○○事業											
区分計											
○○事業											
区分計											
合計											

（注）１　本調書は、別紙２の支出予定額内訳の金額と一致するものであること。
　　２　当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（　　）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

別紙様式９

番　　号

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

住　　所

法 人 名

代 表 者　　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金

（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業分））に係る変更交付申請について

平成　　年　　月　　日厚生労働省発社援　　第　　号をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

（１）今回追加交付（一部取消）申請所要額調書（別記１）

（２）変更を必要とする理由

（３）変更に要する諸様式については、所要額調書は別記１とし、その他については申請手続の様式に準ずる

（４）収入支出決算書

（５）その他参考となる資料

別記1

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）所要額調書

（円）

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A－B） C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 （DとEとを 比較して少 ない方の額） F	国庫補助基本 額 （CとFとを 比較して少 ない方の額） G	国庫補助所要額 H	既交付 決定額 I	差引追加交付 （一部取消） 申請額 H－I J

（注）当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に（　）書き変更後を下段に対応し記入すること。
G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式１０

番　　号

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付決定通知書

市（区）町村

平成　　年　　月　　日第　　号で申請のあった平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第６条（第１項の規定により、第３項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付することに決定されたので、同法第８条の規定により通知する。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事

１　この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成○○年○○月○○日厚生労働省発社援第○○○○号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の３に定める事業であり、その内容は、（平成　　年　　月　　日第　　号申請書記載のとおり次のとおり）である。

２　事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費　　金　　円
補助金の額　　金　　円

3　事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区　　分	事業に要する経費	補助金の額
自立支援プログラム策定実施推進事業	金　　円	金　　円
生活保護適正実施推進事業	金　　円	金　　円
地域福祉増進事業	金　　円	金　　円
中国残留邦人等地域生活支援事業	金　　円	金　　円

4　この補助金の額の確定は、交付要綱の４に定める交付額の算定方法により行うものである。

5　この補助金は、交付要綱の７に掲げる事項を条件として交付するものである。

6　事業に係る事業実績報告は、交付要綱の１２に定めるところにより行わなければならない。

7　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成　　年　　月　　日とする。

別紙様式１１

番　　号

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町村

平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定された平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、（平成　　年　　月　　日第　　号申請に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１０条第１項の規定により、）決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金○○○○円については、（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）同法）第１８条第１項の規定により、平成　　年　　月　　日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事

1　この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成○○年○○月○○日厚生労働省発社援第○○○○号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の３に定める事業であり、その内容は、平成　　年　　月　　日申請書記載のとおりである。

2　事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円
補助金の額	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円

3　事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	事業に要する経費		補助金の額	
自立支援プログラム策定実施推進事業	金	円	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円	うち今回追加交付額 （今回減少額） 金	円
生活保護適正実施推進事業	金	円	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円	うち今回追加交付額 （今回減少額） 金	円
地域福祉増進事業	金	円	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円	うち今回追加交付額 （今回減少額） 金	円
中国残留邦人等地域生活支援事業	金	円	金	円
うち今回増加額 （今回減少額）	金	円	うち今回追加交付額 （今回減少額） 金	円

4　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成　　年　　月　　日とする。

別紙様式１２

番　　号
年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

1　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙１）

2　当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

3　事業実績報告（別紙２）

4　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額内訳書（別紙３）

5　その他参考となる書類

（別紙１）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市名

１　都道府県・指定都市・中核市総表

（単位：円）

区分		種目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B)C	対象経費の支出済額 D	基準額 E	選定額 F	県・指定都市中核市補助基本額 G	県・指定都市中核市補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J	国庫補助金交付決定額 K	国庫補助金受入済額 L	国庫補助金過△不足額 (L－J) M
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業													
		計													
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護法施行事務監査等事業													
		(3)生活保護適正化事業													
		(4)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）													
		(5)町村福祉事務所設置設置推進支援事業													
		計													
	地域福祉増進事業	(6)地域福祉基盤整備事業													
		(7)地域福祉等推進特別支援事業													
		(8)安心生活基盤構築創造事業（うち安心生活創造推進事業分）													
		(9)地域資源・人材育成支援事業													
		(10)ひきこもり対策推進事業													
		(11)地域生活定着促進事業													
		計													
	(12)生活困窮者自立促進支援モデル事業														
	(13)中国残留邦人等地域生活支援事業														
	小計														
間接補助	(14)自立支援プログラム策定実施推進事業														
	地域福祉増進事業	(15)地域福祉基盤整備事業（うち外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業分）													
		(16)地域福祉支援事業													
		(17)地域福祉党推進特別事業													
		(18)安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）													
		(19)うち前年度比増額分（補助率3／4分）（再掲）													
		(20)地域資源・人材育成支援事業													
		計													
	小計														
合計															

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
２　(1)から(13)及び(15)についてはＩ欄にはＦ欄の額を、Ｊ欄にはＩ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)及び(16)から(18)及び(20)については、Ｉ欄にはＦ欄とＨ欄とを比較して少ない額を記載すること。
３　「自立支援プログラム策定実施推進事業」及び「生活保護適正実施推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
４　(6)(16)のＡ欄からＪ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）」に倣って記載すること。
５　Ｉ欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名

（単位：円）

区分 種目					総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A−B)C	対象経費の支出済額 D	基準額 E	選定額 F	県・指定都市中核市補助基本額 G	県・指定都市中核市補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 J
地域福祉増進事業	直接補助	地域福祉基盤整備事業	地域福祉推進支援事業											
			民生委員・児童委員研修事業											
			福祉人材確保推進事業	都道府県福祉人材センター運営事業										
				介護福祉士等修学資金貸付事業										
			都道府県喀痰吸引等研修事業											
			社会福祉法人指導監督事業											
			社会福祉法人新会計基準研修事業											
			消費生活協同組合指導監督事業											
			災害救助対策等事業	災害救助対策事業										
				国民保護（救援）関連対策事業										
		小計												
	間接補助	地域福祉基盤整備事業	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業											
		地域福祉支援事業	生活福祉資金貸付事業	貸付事業推進費（事務費）										
				貸付事業推進費（事務費（定額分））										
				貸付原資（要保護分）										
				貸付原資（激甚災害分）										
				貸付原資（一般分）										
			運営適正化委員会設置運営事業											
		小計												

（記入要領）
1　直接補助事業について
（1）F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
（2）I欄は、F欄の額を記入すること。
（3）J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

2　間接補助事業について（※記入要領1の（1）及び（3）は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2　支出済額内訳書

（1）自立支援プログラム策定実施推進事業

ア　自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）を除く。）

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

イ　居宅生活移行支援事業（間接補助分）

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（2）生活保護適正実施推進事業

ア　生活保護法施行事務監査等事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

イ　生活保護適正化事業

（都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業、業務効率化事業のうち補助率１／２分は除く。）

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

ウ　生活保護適正化事業（業務効率化事業のうち、補助率１／２分）

都道府県　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

エ　生活保護適正化事業（都道府県実施の町村福祉事務所設置推進支援事業）

都道府県　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

（３）地域福祉増進事業

ア　地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

イ　地域福祉支援事業

都道府県
指定都市　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ウ　地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　要綱別紙様式４の別紙１（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ　安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

オ　安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県
指定都市　　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

カ　地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市
中 核 市　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　要綱別紙様式４の別紙１（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ　ひきこもり対策推進事業

都道府県
指定都市　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
ひきこもり対策推進事業 （１か所目） （　　）			
	計		
ひきこもり対策推進事業 （２か所目） （　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　ひきこもり地域支援センター１か所ごとに、積算すること。

ク　地域生活定着促進事業

都道府県　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
地域生活定着促進事業 （　　）			
	計		

（注）支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

ケ　地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	
介護福祉士等 修学資金貸付事業 （団体実施分）			
	計		

（注）支出済額の合計金額と別紙１－２のＡ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

（4）生活困窮者自立促進支援モデル事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

（５）中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注１）本表は実施主体ごとに作成する。

（注２）事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙２の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。（例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。）

（別紙２）

（１）地域福祉増進事業実績報告書

ア　地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

（注）１．同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

イ　地域福祉支援事業

都道府県
指定都市　名

事業名	事業実績

（注）同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ウ　地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

（注）１　同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。
　　２　要綱別紙様式４の別紙１（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

エ　安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

都道府県
指定都市
中 核 市　名

事業名	委託先	事業実績

オ　安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県

指定都市　名

事業名	委託先	事業実績

カ　地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市　名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

（注）１　同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

２　要綱別紙様式４の別紙１（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ　ひきこもり対策推進事業実績報告書

都道府県
指定都市　名

事業名	委託先	事業実績	

（注）事業実施主体ごとに作成すること。

ク　地域生活定着促進事業実績報告書

都道府県　名

事業名	委託先	事業実績	

ケ　地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）

都道府県名

事業名	補助先	受入年月日	受入額	備考
介護福祉士等 修学資金貸付事業 （団体実施分）				

別紙2(2)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

		開始年月日	終了年月日	研修事業実施団体	研修受講者数	実施場所	備　考
研修実施結果	基本研修						
		合　計　①			名		
	実地研修						
		合　計　②			名		

研修の実施内容等	基本研修	講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　(合計:　名)
		事業内容	
	実地研修	講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　(合計:　名)
		事業内容	

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入すること。

別紙2(3)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(支出実績内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合　計		

別紙2(4)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

		開始年月日	終了年月日	研修事業実施団体	研修受講者数	実施場所	備　考
研修実施結果	基本研修						
		合　計　①			名		
	実地研修						
		合　計　②			名		

研修の実施内容等	基本研修	講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　(合計:　名)
		事業内容	
	実地研修	講師数	医師:　名　看護師:　名　助産師:　名 保健師:　名　その他:　名　(合計:　名)
		事業内容	

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入すること。

別紙2(5)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(支出実績内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出済額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合　計		

別紙2(6)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1　都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)

事業名称	取組内容	作成成果物等

(注)複数の事業を実施した場合には、事業ごとに記載すること。

2　指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者:　　名　合計:　　名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施した場合は都道府県名を、委託した場合には委託先の団体名を記入する

3　その他

事業名	
事業目的	
事業実績	

(注)複数の事業を実施した場合には、事業ごとに記載すること。

別紙2(7)

事　業　実　績　報　告　書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出実績内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1　研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 2　指導者育成事業関係 3　その他の事業関係		
合　計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別紙２（８）中国残留邦人等地域生活支援事業実績報告書

都道府県
指定都市　名
中 核 市

事業名	委託先	事業実績

（注１）本表は実施主体ごとに作成する。

（注２）「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙２の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。（例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。）

（注３）「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙３の「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「３．事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

（別紙３）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額内訳

都道府県名

（単位：円）

区分			項目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B)C	対象経費の支出済額 D	基礎額 E	適定額 F	市区町村補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	国庫補助金交付決定額 J	国庫補助金受入済額 K	国庫補助金過△不足額 (K－I)L
市区町村分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
			計												
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業												
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）												
			(4)町村事務所設置推進支援事業												
			計												
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業												
			(6)地域福祉等推進特別支援事業												
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）												
			(8)地域資源・人材育成支援事業												
			計												
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業													
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業													
		小計													
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業													
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業												
			(13)地域資源・人材育成支援事業												
		小計													
合計															
○○市分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
			計												
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業												
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）												
			(4)町村事務所設置推進支援事業												
			計												
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業												
			(6)地域福祉等推進特別支援事業												
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）												
			(8)地域資源・人材育成支援事業												
			計												
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業													
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業													
		小計													
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業													
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業												
			(13)地域資源・人材育成支援事業												
		小計													
合計															
○○市分	直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
			計												
		生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業												
			(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）												
			(4)町村事務所設置推進支援事業												
			計												
		地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業												
			(6)地域福祉等推進特別支援事業												
			(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）												
			(8)地域資源・人材育成支援事業												
			計												
		(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業													
		(10)中国残留邦人等地域生活支援事業													
		小計													
	間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業													
		地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業												
			(13)地域資源・人材育成支援事業												
		小計													

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
２　(1)から(10)については、Ｈ欄にはＦ欄の額を、Ｉ欄にはＨ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。
３　また、(11)から(13)については、Ｈ欄にはＦ欄とＧ欄とを比較して少ない額を記載すること。（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

別紙様式１３

番　　号
年　　月　　日

厚生労働大臣　○○○○　殿

法人名及び代表者名　　○○○○　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
（社会福祉推進事業分）の事業実績報告について

平成　　年　　月　　日厚生労働省発社援第　　号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

１　精　算　額　　金　　円
（注）国庫補助所要額（精算額調書中、Ｈ欄に記載されるべき金額）を記入すること。

２　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）精算額調書（別紙１）

３　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）事業実施報告書及び支出済額内訳書（別紙２）

４　事業概略書（別紙３）

５　添付書類
（１）平成　　年度歳入歳出（収入支出）決算（見込）書抄本。
（注）決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
（２）調査研究等事業については、調査研究等の報告書（成果物）１１部を添付すること。また、報告書は別紙４を参考に作成すること。
（３）その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙１

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）精算額調書

（法人名　　）

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	基準額 (D)	対象経費支出済額 (E)	選定額 (D)と(E)のいずれか少ない方の額 (F)	国庫補助基本額 (C)と(F)のいずれか少ない方の額 (G)	国庫補助所要額 (H)	国庫補助金交付決定額 (I)	国庫補助受入済額 (J)	国庫補助金過不足額 (J)－(H) (K)
○○事業												
区分計												
○○事業												
区分計												
合計												

（注）　本調書は、別紙２の支出済額内訳の金額と一致するものであること。

別紙２

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）
事業実施報告書及び支出済額内訳書

法人名

１．事業実施報告書

事　業　類　型 ※実施要綱の第２条に掲げる「一般公募型」又は「指定型」の別を記入すること	
事　業　区　分 ※実施要綱別紙の「第１」又は「第２」の別及び該当するテーマ番号を記入すること	（区分番号）

① 事　業　名	（具体的な事業名を記入すること。）
② 事業実施目的	
③ 事業実施経過	
④ 国庫補助所要額	千円
⑤ 事業実施期間	平成　年　月　日　から　平成　年　月　日　まで
⑥ 事業実施場所	
⑦ 事業結果の概要	
⑧ 事業担当者	
⑨ 経理担当者	

（注）１．事業ごとに別葉とすること。
２．③は、実施した事業について、その具体的な経過を詳細に記入すること。
３．⑦は、実施した事業について、事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
４．その他、事業の実施にあたって参考となる資料を添付すること。

2．支 出 済 額 内 訳 書

法人名

経費区分	対象経費の支出済額	積算内訳	備考
（例） 報酬 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ○○○ ○○○	円	（単価、員数、回数等を詳細に記入すること。） （必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。）	
合計			

（注）1．事業ごとに別葉とすること。

2．「経費区分」欄には、交付要綱の別表の第４欄に定められた本事業の対象経費により記入すること。

別紙３

事　業　概　略　書

（普及啓発、研修会等事業の場合）

（記入例）
○○○○○○○○に関する研修会

○○○○法人　　○○○○財団　　（報告書Ａ４版　○○頁）

事　業　目　的

事業の目的を明確に記入すること。

事　業　概　要

事業の概要を具体的に記入すること。

（注意点）
普及啓発、研修会等の内容、方法等について具体的に記入すること。
また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

事　業　結　果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

（注意点）
普及啓発、研修会等の結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

○○○○法人　　○○○○財団
（下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する）

様式については、以下の要領にてＡ４版によりお願いします。

文字数	４０字
行数	４５行
文字の大きさ	１１ポイント
上下余白	３０ミリ
左右余白	２５ミリ

（調査研究事業の場合）

（記入例）
○○○○○○○○○に関する調査研究事業

○○県　　○○○市　　（報告書Ａ４版　○○頁）

事　業　目　的

事業の目的を明確に記入すること。

事　業　概　要

事業の概要を具体的に記入すること。

（注意点）

調査研究の内容、方法、調査客対数、調査対象事業等について具体的に記入すること。

また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

調査研究の過程

調査研究の過程を具体的に記入すること。

（注意点）

当初想定していた結果や結論が得られない恐れがあり、実施方法を変更した等調査研究の過程について詳細に記入すること。　（別紙でも可）

事　業　結　果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

（注意点）

調査研究結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

○○県　　○○○市

（下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する）

様式については、以下の要領にてＡ４版によりお願いします。

文字数	４０字
行数	４５行
文字の大きさ	１１ポイント
上下余白	３０ミリ
左右余白	２５ミリ

別紙４

調査研究等の報告書表紙レイアウト（参考）

平成〇〇年度　セーフティネット支援対策等事業費補助金

社会福祉推進事業

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する調査研究事業

団体名

平成〇〇年（〇〇〇〇）年〇〇月

調査研究等の報告書目次レイアウト（参考）

目次

Ⅰ．研究の概要
　１．研究の目的 ―――――――――――――――― 〇
　２．事業実施の概要

Ⅱ．〇〇〇〇に関する実態調査 ―――――――――――――――― 〇
　１．目的
　２．実施対象
　３．実施方法
　４．結果と考察

Ⅲ．資料編 ―――――――――――――――― 〇

別紙様式１４

番　　号

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

住　　所

法 人 名

代 表 者　　印

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金

（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業分））の事業実績報告について

平成　　年　　月　　日厚生労働省発社援　　第　　号をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

（１）平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金

（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）精算書（別記１）

（２）対象経費支出済額算出明細書（別記２）

（３）事業実績報告書（別記３）

（４）収入支出決算書

（５）その他参考となる資料

別記1

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）補助金精算書

（円）

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 （A－B） C	対象経費 支出済額 D	基準額 E	選定額 （DとEとを 比較して少 ない方の額） F	国庫補助 所要額 （CとFとを 比較して少 ない方の額） G	国庫 補助金 交付 決定額 H	国庫 補助金 受入額 I	差引過 △不足額 （I－G） J

（注）G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記２

対象経費支出済額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・専門員 〇〇円×〇人 ・コーディネーター 〇〇円×〇人 ・電話相談員 〇〇円×〇人 ・支援員 〇〇円×〇人 ・協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・電話敷設 ・電話基本料 ・通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

別記3

寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実績報告書

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	略歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数	相談件数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	相談件数	訪問件数	職員配置
					電話相談員：○人、支援員：○人

※職員名簿を添付すること

3. 協力団体

担当地域	運営者	電話回線数	訪問件数	職員配置
				電話相談員：○人、協力員：○人

※職員名簿を添付すること

4. 広報・普及啓発方法

別紙様式１５

番　　号
年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

市（区）町村長

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

１　平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙）

２　当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

３　その他参考となる資料

（別紙）

平成　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市（区）町村名

1　市（区）町村分総表

（単位：円）

区分		種目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費の支出済額 D	基準額 E	選定額 F	市区町村補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	国庫補助金交付決定額 J	国庫補助金受入済額 K	国庫補助金過△不足額 (K－I) L
直接補助	自立支援プログラム策定実施推進事業	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
		計												
	生活保護適正実施推進事業	(2)生活保護適正化事業												
		(3)業務効率化事業（補助率１／２分）（再掲）												
		(4)町村福祉事務所設置設置推進支援事業												
		計												
	地域福祉増進事業	(5)地域福祉基盤整備事業												
		(6)地域福祉等推進特別支援事業												
		(7)安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）												
		(8)地域資源・人材育成支援事業												
		計												
	(9)生活困窮者自立促進支援モデル事業													
	(10)中国残留邦人等地域生活支援事業													
間接補助	(11)自立支援プログラム策定実施推進事業													
	地域福祉増進事業	(12)地域福祉等推進特別支援事業												
		(13)地域資源・人材育成支援事業												
合計														

（注）１　Ｆ欄には、Ｃ欄とＤ欄とＥ欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
２　(1)から(10)については、Ｈ欄にはＦ欄の額を、Ｉ欄にはＨ欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(13)については、Ｈ欄にはＦ欄とＧ欄とを比較して少ない額を記載すること。
（ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。）

2　支出済額内訳書

（1）自立支援プログラム策定実施推進事業

ア　自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）を除く。）

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

イ　居宅生活移行支援事業（間接補助分）

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（２）生活保護適正実施推進事業

ア　生活保護適正化事業

（町村実施分の町村福祉事務所設置推進支援事業、業務効率化事業のうち補助率１／２分は除く。）

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

イ　生活保護適正化事業（業務効率化事業のうち、補助率１／２分）

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

ウ　生活保護適正化事業（町村実施分の福祉事務所設置推進支援事業）

町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

（３）地域福祉増進事業

ア　地域福祉等推進特別支援事業

市区町村　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　要綱別紙様式７の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ　安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

市区町村　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	合計		

（注）支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

ウ　地域資源・人材育成支援事業

市区町村　名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注）１　支出済額の合計金額と別紙１のＤ（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

２　要綱別紙様式７の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

（4）生活困窮者自立促進支援モデル事業

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		

（５）中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

事業名	支出済額内訳		
（実施期間）	科　　目	支出済額	積算内訳
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
（　　）			
	計		
	合計		

（注１）本表は実施主体ごとに作成する。

（注２）事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙２の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。（例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。）

3　地域福祉増進事業実績報告書

ア　地域福祉等推進特別支援事業

市区町村　名

（単位：円）

事業名	実施主体	委託先	事業実績

（注）要綱別紙様式７の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

イ　安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

市区町村　名

（単位：円）

実施主体	事業名	委託先	事業実績

ウ　地域資源・人材育成支援事業

市区町村　名

（単位：円）

事業名	実施主体	委託先	事業実績

（注）要綱別紙様式７の別紙（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

4　中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村　名

（単位：円）

事業名	実施主体	委託先	事業実績

（注１）本表は実施主体ごとに作成する。

（注２）「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙２の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調書事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。（例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。）

（注３）「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙３の「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「３．事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

別紙様式１６

番　　号

平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付額確定通知書

市（区）町村

平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定された平成　　年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成　　年　　月　　日第　　号事業実績報告に基づき、平成　　年　　月　　日第　　号をもって交付額が金　　円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）
なお、超過交付となった金　　円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１８条第２項の規定により平成　　年　　月　　日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事